



宮 崎 県 公 報

令和4年2月21日 (月曜日) 第 282 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 道路の区域の変更 (3件) …………… (道路保全課) 1

頁

公 告

- 道路の供用の開始 (2件) …………… (道路保全課) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 2
- 土地改良区の役員の就任の届出…………… (農村整備課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (“) 3

告 示

宮崎県告示第 122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 4 年 2 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4512140262	就労継続支援B型事業所 むらやん農園	東臼杵郡椎葉村大字松尾 596番地	有限会社むらやん介護サービス	日向市永江町3丁目 122番地	令和4年2月17日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 123号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年2月21日から同年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉1826番 259から同郡同村同大字同字1826番 146地先まで	旧	5.3~17.1	275.6
				新	9.3~21.2	275.6

宮崎県告示第 124号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年2月21日から同年3月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
313	県道	杉安高鍋線	西都市大字穂北字平城612番1地先から同市同大字字串木763番1地先まで	旧	8.4~25.5	491.0
				新	10.3~32.1	480.0

宮崎県告示第 125号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 2 月 21 日から同年 3 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字三 名字桑木田 1429番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字1391番 1 地先まで	旧	6.7～ 22.5	210.3
				新	11.0～ 22.5	210.3

宮崎県告示第 126号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 2 月 21 日から同年 3 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
313	県道	杉安高 鍋線	西都市大字 穂北字平城 612番 1 地 先から同市 同大字字串 木 763番 1 地先まで	令和 4 年 2 月 21 日

宮崎県告示第 127号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 2 月 21 日から同年 3 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
355	県道	旭村木 脇線	東諸県郡国 富町大字三 名字桑木田	令和 4 年 2 月 21 日

			1429番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字1391番 1 地先まで
--	--	--	--

宮崎県告示第 128号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 4 年 2 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 永道浜 4 - 3 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 7 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	日南市大堂津一丁目3672番 2
2	“ “ “ 大字下方字瓜倉平3691番 1
3	“ “ “ 3571番 2
4	“ “ “ 字瓜倉3773番
5	“ “ “ 字山伏上3867番
6	“ “ “ 3867番
7	“ “ “ 大堂津一丁目3578番 1

宮崎県告示第 129号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 4 年 2 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 本谷②、③地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 18 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 18 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	日向市大字富高字和田5284番 1
2	“ “ “ 字宮ノ尾5595番 1
3	“ “ “ 5600番
4	“ “ “ 5601番
5	“ “ “ 5607番
6	“ “ “ 5606番
7	“ “ “ 5602番
8	“ “ “ 5599番
9	“ “ “ 5597番 3
10	“ “ “ 5597番乙
11	“ “ “ 5597番 5

12	〃	〃	〃	5597番5
13	〃	〃	〃	5588番
14	〃	〃	〃	5591番1
15	〃	〃	〃	5584番
16	〃	〃	字和田5281番3	
17	〃	〃	字和田5284番2	
18	〃	〃	字和田5285番3	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、一ツ瀬川筋土地改良区（宮崎市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和4年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	落 合 勝	宮崎市佐土原町下田島 11525番地

（任期：令和6年4月3日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、堤土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年2月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	富 吉 龍 洋	小林市堤2732番地口
理 事	新 田 敏 文	小林市堤2330番地
理 事	中 村 方 一	小林市堤4574番地5
理 事	大 山 高 司	小林市堤4302番地7
理 事	川 野 輝 夫	小林市堤2080番地
理 事	田 原 尚 紀	小林市堤1727番地
監 事	飯 田 昭 一	小林市堤3176番地2
監 事	山 下 康 一	小林市堤3710番地1

（任期：令和7年11月20日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	坂 下 悟 志	小林市堤70番地1

理 事	山之口 孝 雄	小林市堤2319番地1
理 事	小 川 了 嗣	小林市堤3565番地の4
理 事	松ヶ迫 吉 廣	小林市堤4223番地
理 事	川 野 輝 夫	小林市堤2080番地
理 事	田 原 尚 紀	小林市堤1727番地
監 事	谷 口 啓 郎	小林市堤3170番地4
監 事	塚 本 美 好	小林市堤1490番地

--	--